

京都府公安委員会告示第 90 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を次のとおり行うので、道路交通法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年6月2日

京都府公安委員会
委員長 池坊 由紀

- 1 意見の聴取の期日 令和8年6月10日午前10時00分
- 2 意見の聴取の場所 京都府舞鶴市字南田辺9
京都府舞鶴警察署 講堂